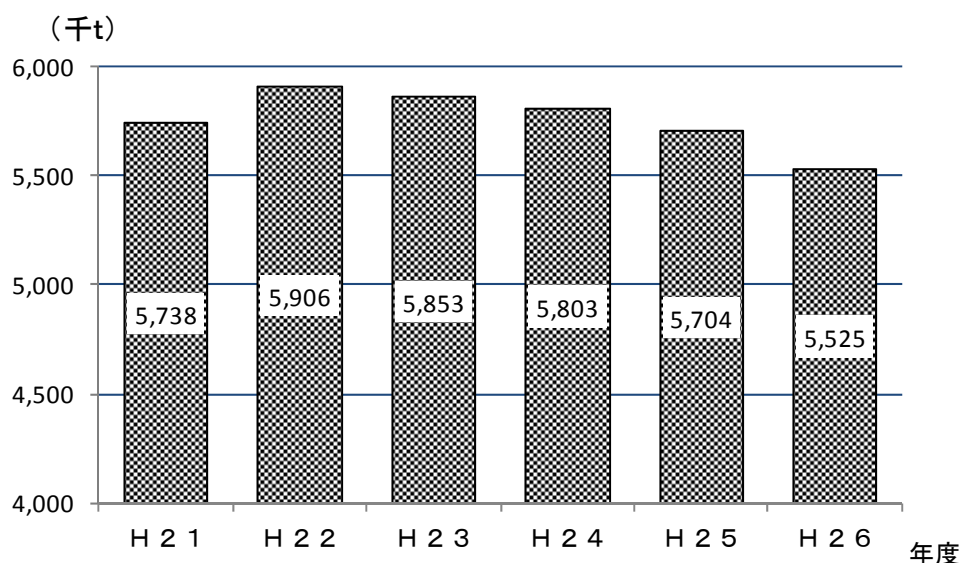


第4章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の現状と課題

1. 排出量の現状と課題

産業廃棄物の排出量（農業を除く）は、平成 22 年度に一度増加しましたが、その後は減少する傾向にあります。平成 26 年度は 5,525 千トンで、第3次計画の基準年度である平成 21 年度（5,738 千トン）と比べると、約 213 千トン（3.7%）の減少となっています。



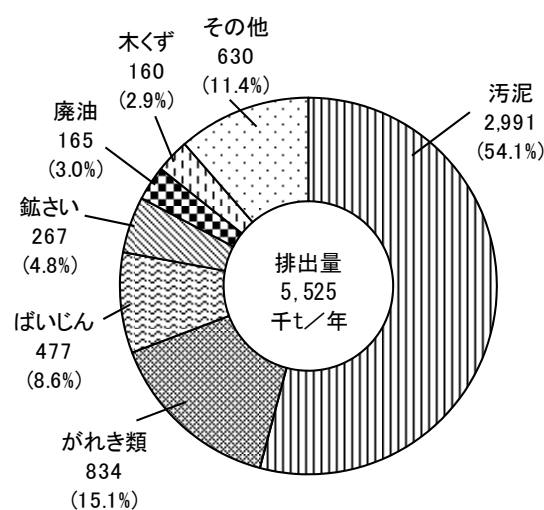
備考：平成 22～25 年度は簡易調査

図 4-1-1 産業廃棄物排出量の推移

(1) 産業廃棄物の排出量

① 種類別排出量

平成 26 年度の排出量を種類別にみると、汚泥が 2,991 千トン（排出量の 54.1%）で最も多く、次いでがれき類が 834 千トン（同 15.1%）、ばいじんが 477 千トン（同 8.6%）、鉱さいが 267 千トン（同 4.8%）、廃油が 165 千トン（同 3.0%）、木くずが 160 千トン（同 2.9%）等となっており、この 6 種類で全体の 88.5%を占めています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-2 種類別排出量

平成 21 年度と比べると、排出量全体では減少していますが、廃油、がれき類、木くず、鋳さいなど、種類によっては増加しているものもあります。

表 4-1-1 種類別排出量の比較

(単位:千t/年)

種類	年度	H21		H26		増減率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)	
合 計		5,738	100.0	5,525	100.0	-3.7
汚 泥		3,329	58.0	2,991	54.1	-10.2
が れ き 類		647	11.3	834	15.1	28.9
ば い じ ん		632	11.0	477	8.6	-24.5
鋳 さ い		229	4.0	267	4.8	16.6
廃 油		105	1.8	165	3.0	57.1
木 く ず		131	2.3	160	2.9	22.1
そ の 他		665	11.6	630	11.4	-5.3

② 業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が 2,961 千トン（排出量の 53.6%）で最も多く、次いで電気・水道業が 1,569 千トン（同 28.4%）、建設業が 874 千トン（同 15.8%）、鋳業が 45 千トン（同 0.8%）等となっており、この 4 業種で全体の 98.6%を占めています。

排出量の多い上位 3 業種について、平成 21 年度と比べると、電気・水道業、建設業は増加、製造業は減少しています。

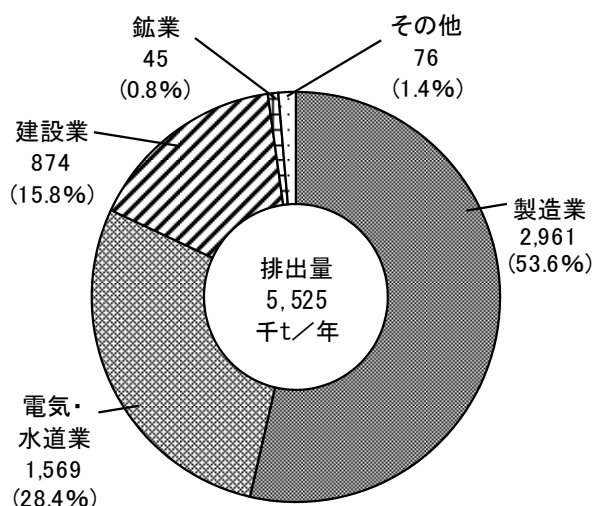


図 4-1-3 業種別排出量

表 4-1-2 業種別排出量の比較

(単位:千t/年)

業種	年度	H21		H26		増減率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)	
合 計		5,738	100.0	5,525	100.0	-3.7
製 造 業		3,403	59.3	2,961	53.6	-13.0
電 気 ・ 水 道 業		1,104	19.2	1,569	28.4	42.1
建 設 業		803	14.0	874	15.8	8.8
鋳 業		270	4.7	45	0.8	-83.3
そ の 他		158	2.8	76	1.4	-51.9

(2) 特別管理産業廃棄物の排出量

平成 26 年度の特別管理産業廃棄物の排出量は 57.8 千トン（産業廃棄物量の内数）、これを種類別にみると、廃酸が 18.0 千トン（排出量の 31.1%）で最も多く、次いで、廃アルカリが 15.1 千トン（同 26.2%）、廃油が 15.0 千トン（同 26.0%）、感染性廃棄物が 6.7 千トン（同 11.7%）、特定有害産業廃棄物（主に汚泥、廃石綿等）が 2.9 千トン（同 5.0%）となっています。

また、業種別では、製造業が 46.6 千トン（同 80.6%）で、その大部分を占めています。

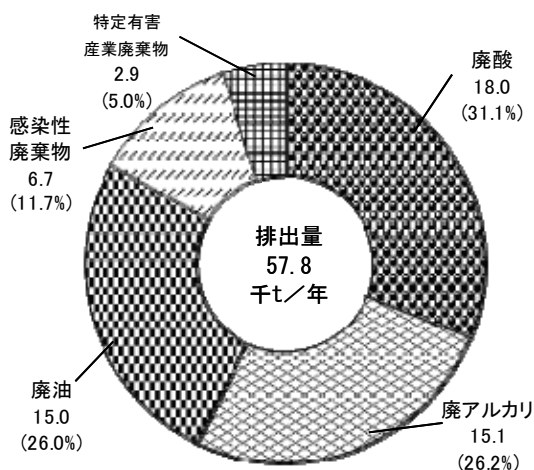
排出量の種類を平成 21 年度と比べると、特定有害産業廃棄物（78.9 千トン：主にばいじん）や廃油などが大きく減少したことから、全体的に減少に転じています。

表 4-1-3 特別管理産業廃棄物の比較

（単位：千t/年）

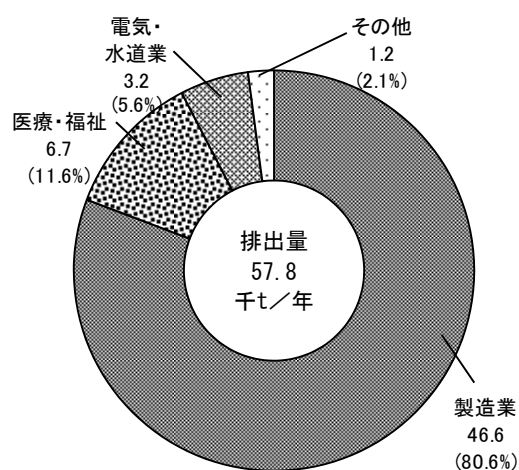
区分	年度	H21		H26		増減率(%)
			構成比(%)		構成比(%)	
産業廃棄物		5,738	100.0	5,525	100.0	-3.7
特別管理産業廃棄物		152.5	2.7	57.8	1.0	-62.1
廃酸		16.7	10.9	18.0	31.1	7.8
廃アルカリ		15.8	10.4	15.1	26.2	-4.4
廃油		31.6	20.7	15.0	26.0	-52.5
感染性廃棄物		9.6	6.3	6.7	11.7	-30.2
特定有害産業廃棄物		78.9	51.7	2.9	5.0	-96.3

備考：特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-4 種類別排出量



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-5 業種別排出量

2. 処理の現状

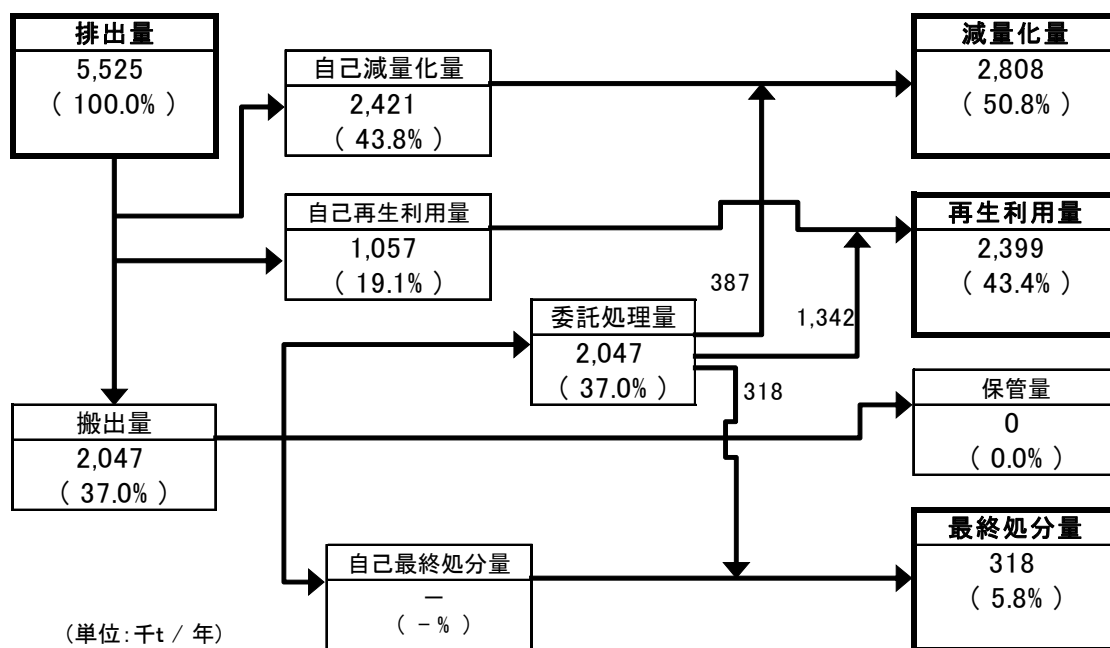
平成 26 年度における産業廃棄物の処理状況は、図 4-1-6 のとおりです。

県内で生じた産業廃棄物の排出量 5,525 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は 2,421 千トン（排出量の 43.8%）、再生利用量は 1,057 千トン（同 19.1%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は 2,047 千トン（同 37.0%）となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,047 千トン）されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が 387 千トン（委託処理量の 18.9%）、再生利用量が 1,342 千トン（同 65.6%）、最終処分量が 318 千トン（同 15.5%）となっています。

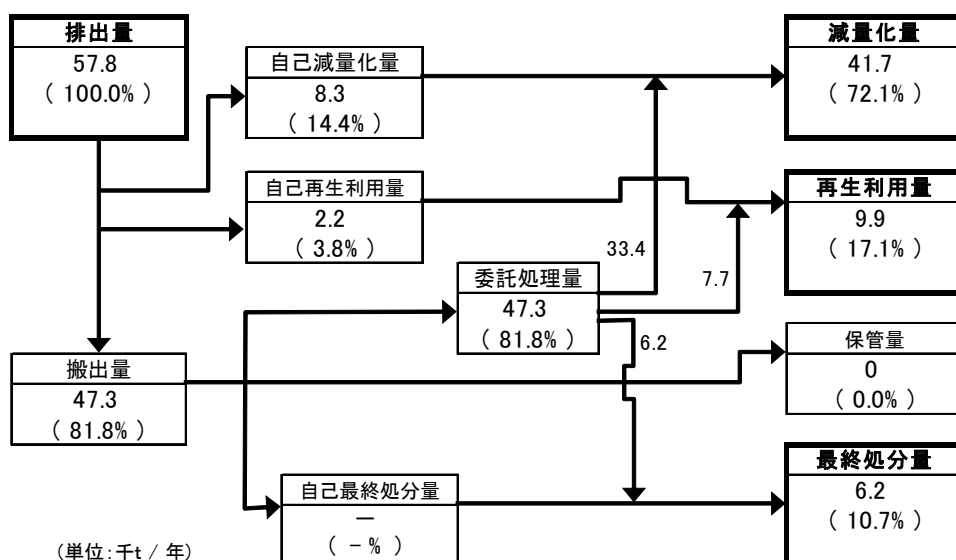
産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量 5,525 千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって 2,808 千トン（排出量の 50.8%）が減量化され、2,399 千トン（同 43.4%）が再生利用されており、318 千トン（同 5.8%）が埋立によって最終処分されています。

一方、特別管理産業廃棄物の処理状況については、図 4-1-7 のとおりです。



備考：図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-6 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要



備考：図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-7 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

(1) 中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で 2,808 千トン、これを種類別にみると、汚泥が 2,438 千トン（減量化量の 86.8%）で大部分を占めており、以下、廃油が 126 千トン（同 4.5%）、廃プラスチック類が 44 千トン（同 1.6%）等となっています。

また、業種別にみると、電気・水道業が 1,476 千トン（同 52.6%）で最も多く、次いで、製造業が 1,224 千トン（同 43.6%）等となっています。

表 4-1-4 減量化量の比較

項目	年度	H21		H26		増減率 (%)
		量	構成比(%)	量	構成比(%)	
減 量 化 量		3,291	100.0	2,808	100.0	-14.7
自己減量化量		2,706	82.2	2,421	86.2	-10.5
委託減量化量		585	17.8	387	13.8	-33.8

(単位:千t/年)

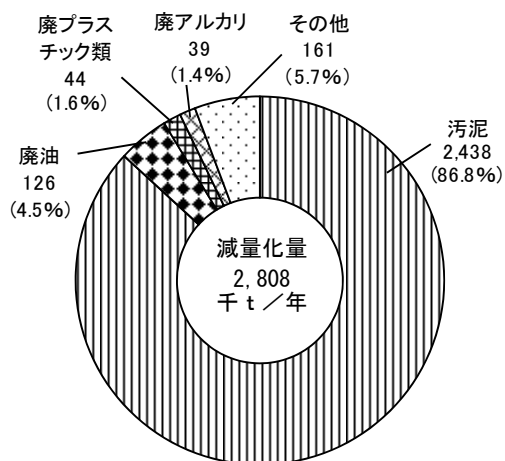


図 4-1-8 種類別減量化量

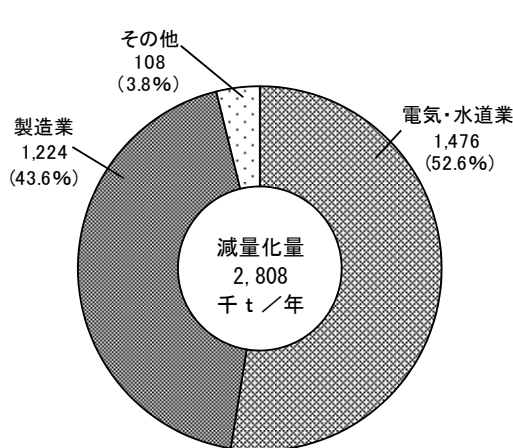


図 4-1-9 業種別減量化量

(2) 再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で 2,399 千トン、これを種類別にみると、がれき類が 751 千トン（再生利用量の 31.3%）で最も多く、次いで汚泥が 481 千トン（同 20.0%）、ばいじんが 458 千トン（同 19.1%）、鉱さいが 161 千トン（同 6.7%）、木くずが 131 千トン（同 5.5%）、金属くずが 98 千トン（同 4.1%）、廃プラスチック類が 83 千トン（同 3.5%）等となっています。

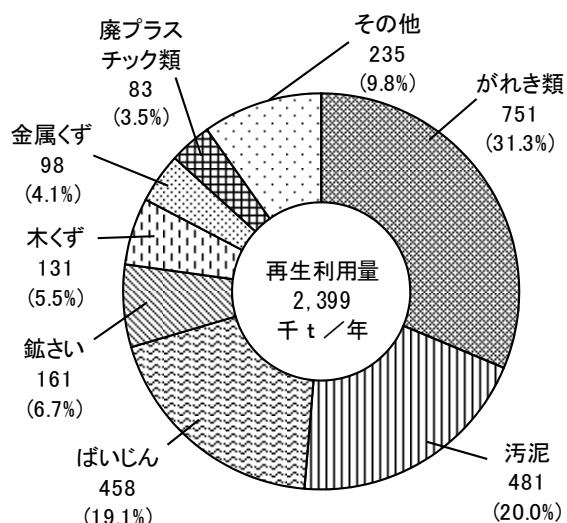
業種別でみると、製造業が 1,503 千トン（同 62.7%）で最も多く、次いで建設業が 731 千トン（同 30.5%）、電気・水道業が 81 千トン（同 3.4%）となっています。

表 4-1-5 再生利用量の比較

(単位: 千t/年)

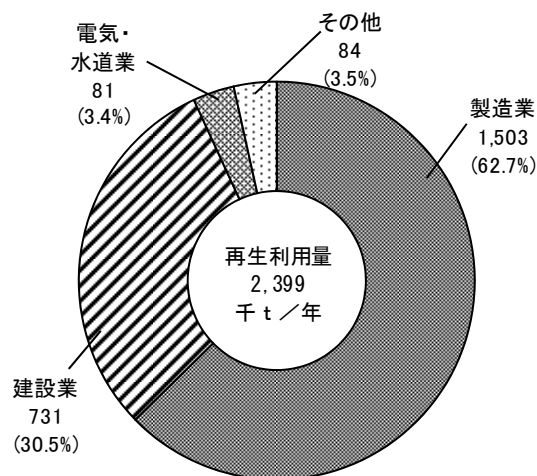
項目	年度	H21		H26		増減率 (%)
		量	構成比(%)	量	構成比(%)	
再生利用量		2,107	100.0	2,399	100.0	13.9
自己再生利用量		730	34.7	1,057	44.1	44.8
委託再生利用量		1,376	65.3	1,342	55.9	-2.5
がれき類		596	28.3	751	31.3	26.0
汚泥		225	10.7	481	20.0	113.8
ばいじん		563	26.7	458	19.1	-18.7
鉱さい		197	9.3	161	6.7	-18.3
木くず		111	5.3	131	5.5	18.0
金属くず		95	4.5	98	4.1	3.2
廃プラスチック類		56	2.7	83	3.5	48.2
その他		264	12.5	235	9.8	-11.0

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-10 種類別再生利用量



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-11 業種別再生利用量

(3) 最終処分の現状

最終処分量は、県全体で318千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別で見ると、全てが処理業者等による委託最終処分量（318千トン）で、排出事業者による自己最終処分量はゼロとなっています。

最終処分量を種類別にみると、鉱さいが94千トン（最終処分量の29.7%）で最も多く、次いでガラス・コンクリート・陶磁器くずが54千トン（同17.1%）、燃え殻が41千トン（同13.1%）、汚泥が41千トン（同12.8%）、がれき類が31千トン（同9.6%）、廃プラスチック類が22千トン（同6.8%）等となっています。

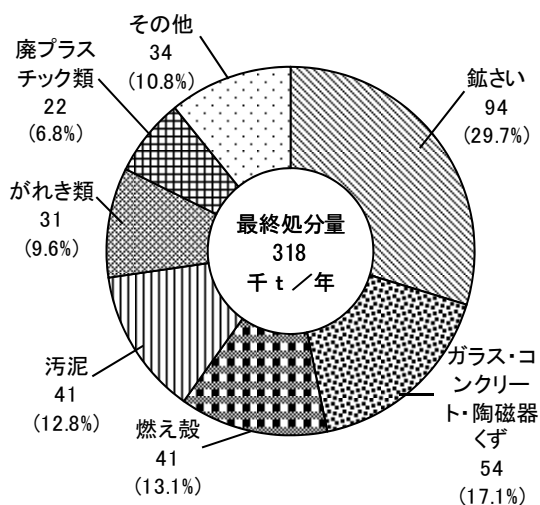
また、業種別では、製造業が233千トン（同73.5%）で最も多く、次いで建設業が63千トン（同19.8%）、電気・水道業が12千トン（同3.8%）等となっています。

表 4-1-6 最終処分量の比較

(単位:千t/年)

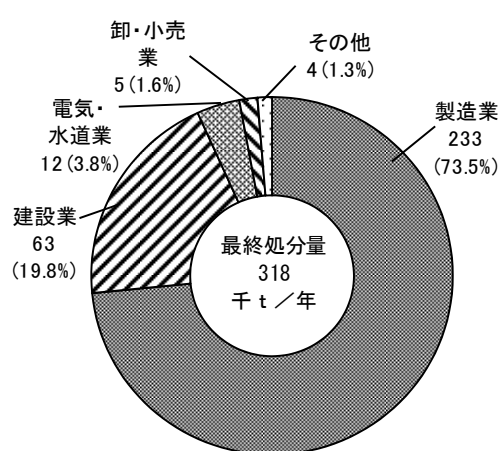
項目	年度		H26		増減率 (%)
	H21	構成比(%)	H26	構成比(%)	
最終処分量	335	100.0	318	100.0	-5.1
自己最終処分量	41	12.2	0	0.0	-100.0
委託最終処分量	294	87.8	318	100.0	8.2
鉱さい	45	13.4	94	29.7	108.9
ガラス陶磁器くず	44	13.1	54	17.1	22.7
燃え殻	38	11.3	41	13.1	7.9
汚泥	68	20.3	41	12.8	-39.7
がれき類	41	12.2	31	9.6	-24.4
廃プラスチック類	26	7.8	22	6.8	-15.4
その他	73	21.8	34	10.8	-53.4

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-12 種類別最終処分量



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-13 業種別最終処分量

3. 広域移動の現状

(1) 県外への搬出状況

平成 26 年度における県内の産業廃棄物の排出量は 5,525 千トン、このうち県外へ搬出され、処理された産業廃棄物（県外搬出量）は 452 千トンで、排出量の 8.2%となっています。県外搬出量の処理内訳をみると、中間処理が 443 千トン（県外搬出量の 98.0%）で大部分を占めており、最終処分は 9 千トン（同 2.0%）となっています。

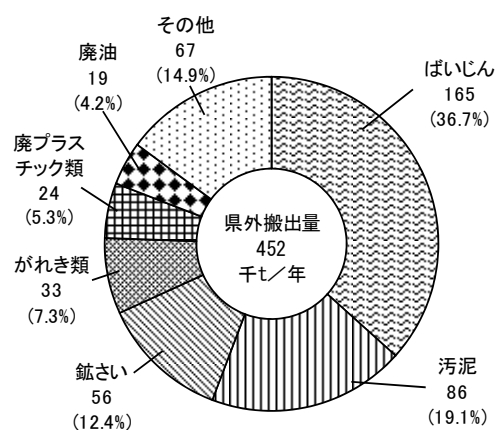
平成 21 年度と比較すると、県外搬出量については中間処理、最終処分のいずれも減少しています。

表 4-1-7 県外搬出量の処理状況 (単位:千t/年)

区分		年度	H21	H26
処理内訳	中間処理		601	443
	最終処分		44	9
	合計		645	452
種類内訳	ばいじん		186	165
	汚泥		225	86
	鉱さい		85	56
	がれき類		8	33
	廃プラスチック類		18	24
	廃油		27	19
	その他		95	67
	合計		645	452

備考：産業廃棄物実態調査結果（H21、H26 年度）をもとに集計。数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、ばいじんが 165 千トン（同 36.7%）で最も多く、以下、汚泥が 86 千トン（同 19.1%）、鉱さいが 56 千トン（同 12.4%）、がれき類が 33 千トン（同 7.3%）、廃プラスチック類が 24 千トン（同 5.3%）、廃油が 19 千トン（同 4.2%）等となっています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-14 種類別の県外搬出量

(2) 県内への搬入状況

平成 26 年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物（県内搬入量）は 711 千トンで、処理の内訳をみると、中間処理が 551 千トン（県内搬入量の 77.5%）、最終処分は 160 千トン（同 22.5%）となっています。

平成 21 年度と比較すると、県内搬入量は中間処理、最終処分のいずれも増加に転じています。

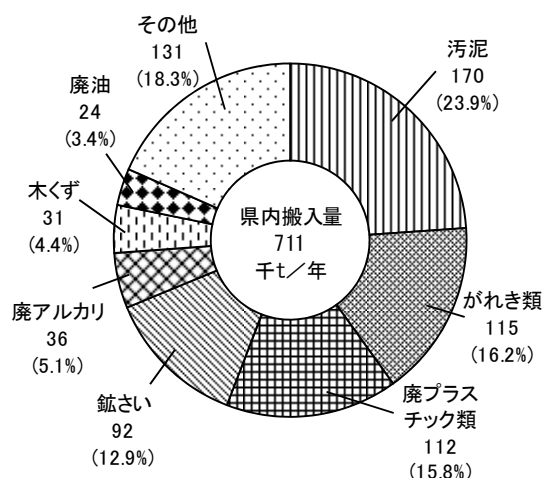
表 4-1-8 県内搬入量の処理状況

(単位:千t/年)

区分		年度	H21	H26
処理内訳	中間処理		418	551
	最終処分		157	160
	合計		574	711
種類内訳	汚泥		135	170
	がれき類		94	115
	廃プラスチック類		58	112
	鉱さい		54	92
	廃アルカリ		49	36
	木くず		12	31
	廃油		37	24
	その他		136	131
	合計		574	711

備考：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査」（平成 21、26 年度実績）をもとに集計。数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、汚泥が 170 千トン（同 23.9%）で最も多く、以下、がれき類が 115 千トン（同 16.2%）、廃プラスチック類が 112 千トン（同 15.8%）、鉱さいが 92 千トン（同 12.9%）、廃アルカリが 36 千トン（同 5.1%）、木くずが 31 千トン（同 4.4%）、廃油が 24 千トン（同 3.4%）等となっています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-15 種類別の県内搬入量

4. 産業廃棄物処理施設等の状況

(1) 処理業者の許可状況

平成 26 年度末現在の処理業の許可業者数（件数）は、県全体で 4,396（産業廃棄物処理業：3,844、特別管理産業廃棄物処理業：552）となっています。

なお、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化に関する廃棄物処理法の改正が施行された平成 23 年度以降の許可業者件数の推移をみると、収集運搬業はやや減少する傾向にありますが、その他は概ね横ばいで推移しています。

表 4-1-9 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:件数)

区分		年度	H22	H23	H24	H25	H26
産業廃棄物	収集運搬業		6,806 (4,292)	3,624 (935)	3,549 (762)	3,487 (610)	3,496 (496)
	処 分 業	中間処理	355 (215)	344 (199)	343 (200)	330 (187)	334 (190)
		最終処分	9 (6)	6 (3)	9 (6)	5 (3)	5 (3)
		中間処理・最終処分	11 (8)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	9 (7)
		小 計	7,181 (4,521)	3,984 (1,144)	3,911 (975)	3,832 (807)	3,844 (696)
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		946 (595)	542 (166)	548 (142)	520 (101)	528 (80)
	処 分 業	中間処理	21 (16)	21 (16)	21 (16)	22 (17)	22 (17)
		最終処分	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
		中間処理・最終処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		小 計	969 (612)	565 (183)	571 (159)	544 (119)	552 (98)
合 計			8,150 (5,133)	4,549 (1,327)	4,482 (1,134)	4,376 (926)	4,396 (794)

備考：（ ）内は、岡山市及び倉敷市の許可件数（内数）を示す。

(2) 処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で 481（中間処理施設：444、最終処分場：37）となっています。

処理施設の種別では、木くず、がれき類の破碎施設が 238 で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が 51、産業廃棄物の焼却施設が 41、廃プラスチック類の破碎施設 39 等となっています。

平成 22 年度以降の施設数の推移をみると、産業廃棄物の焼却施設、汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の破碎施設、安定型処分場については、やや減少する傾向、その他の施設では概ね横ばいとなっています。

表 4-1-10 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:施設数)

施設の区分	施設の種類の	H22	H23	H24	H25	H26
中間処理施設	汚泥の脱水施設	55 (38)	54 (38)	51 (38)	51 (38)	51 (38)
	汚泥の乾燥施設	8 (3)	9 (3)	9 (3)	9 (3)	9 (3)
	汚泥の焼却施設	20 (17)	21 (17)	21 (17)	21 (17)	20 (16)
	廃油の油水分離施設	8 (6)	9 (6)	9 (6)	8 (6)	8 (6)
	廃油の焼却施設	18 (15)	18 (14)	18 (14)	18 (14)	18 (14)
	廃プラスチック類の破碎施設	42 (31)	42 (31)	40 (30)	39 (29)	39 (31)
	廃プラスチック類の焼却施設	19 (14)	19 (14)	17 (14)	17 (14)	16 (13)
	木くず、がれき類の破碎施設	239 (138)	239 (138)	237 (137)	236 (137)	238 (137)
	コンクリート固型化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	シアンの分解施設	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	廃PCB等の焼却施設	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (1)
	産業廃棄物の焼却施設	47 (36)	45 (33)	45 (34)	43 (34)	41 (33)
	小計	459 (300)	459 (296)	450 (295)	446 (295)	444 (294)
最終処分場	安定型処分場	28 (17)	24 (13)	23 (12)	21 (12)	21 (13)
	管理型処分場	17 (7)	19 (9)	19 (10)	18 (10)	16 (10)
	小計	45 (24)	43 (22)	42 (22)	39 (22)	37 (23)
合計		504 (324)	502 (318)	492 (317)	485 (317)	481 (317)

備考：()内は、岡山市及び倉敷市の施設数(内数)を示す

県内における最終処分場の残存容量については、平成 26 年度末現在で 3,544 千 m^3 となっています。これを平成 26 年度の最終処分実績(県外発生 of 産業廃棄物を含む県内最終処分量の合計)をもとに県内の最終処分場の残余年数をみると、約 8.7 年となります。

なお、県では、平成 18 年度に事業主体である財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場(公共関与臨海部新処分場)の整備を進め、平成 21 年 4 月から供用を開始しています。

表 4-1-11 最終処分場の残余年数の推計

(平成26年度末)

区分	最終処分量 (千t/年) A	残存容量 (千 m^3) B	残余年数 (年) B/A
県内の最終処分場	408	3,544	8.7

備考：1) tと m^3 の換算比を1とする

2) 最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む

5. 監視指導等の状況

(1) 処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、平成 27 年度に県全体で 12,428 件の立入検査を実施しています。対象事業者別では、PCB 保管事業者が 589 件で、PCB 保管事業者を除く排出事業者が 9,557 件、処理業者が 2,063 件等となっています。

表 4-1-12 立入検査の実施状況

区分		年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
立入検査件数		11,292 (10,159)	14,353 (13,169)	11,229 (10,241)	11,762 (10,614)	12,428 (11,145)
PCBを 除く	排出事業者	8,373 (7,968)	10,699 (10,254)	8,834 (8,455)	9,734 (9,187)	9,557 (8,968)
	処理業者	2,567 (2,136)	3,360 (2,875)	2,118 (1,744)	1,755 (1,359)	2,063 (1,633)
	公共団体	8 (0)	18 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)
PCB 保管事業者		344 (55)	276 (40)	270 (42)	273 (68)	589 (325)

備考：（ ）内は、岡山市及び倉敷市の件数（内数）を示す

(2) 不法投棄等の防止対策

県では、県民局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託や産業廃棄物監視指導員を配置するなど、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

一方、県内における産業廃棄物の不法投棄については、表 4-1-13 に示すとおりです。

表 4-1-13 産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

区分		年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
投棄件数		3	0	2	3	0
投棄量(t)		203	0	88	1,240	0

備考：表中の数値は、1 件当たりの投棄量が 10t 以上のもの（岡山市及び倉敷市を含む）。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は、10t 未満のものも含んでいる

(3) 県外産業廃棄物の事前協議

県外産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者から県等に対して事前協議を行う制度を設けています。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、廃棄物の種類によっては有害物質等の分析証明書の添付も求め、安全性等の確認を行っています。

6. 第3次計画の目標の達成状況

ここでは、第3次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、平成26年度実績を用いて評価します。

(1) 第3次計画の目標

① 排出抑制の目標

平成27年度における排出量をおおむね6,000千トンとすることを旨とする。

② 再生利用量の目標

平成27年度におけるリサイクル率を39.1%とすることを旨とする。

③ 最終処分量の目標

平成27年度における最終処分量を305千トンとすることを旨とする。

(2) 達成状況の評価

① 排出抑制

現状（平成26年度実績）の排出量は5,525千トン、計画基準年度の平成21年度（5,738千トン）に比べて3.7%の減少となっており、このままの状況で推移すれば、第3次計画の目標値（平成27年度：6,000千トン）は達成する見込みです。

なお、排出量は、経済的要因による影響も大きいと考えられることから、その動向に留意する必要があります。

② 再生利用量

現状（平成26年度実績）のリサイクル率は43.4%、平成21年度（36.7%）に比べると6.7ポイント高い水準です。また、第3次計画の目標値（平成27年度：39.1%）に対しても4.3ポイント上回っており、このままの状況で推移すれば、リサイクル率は達成する見込みです。

③ 最終処分量

現状（平成26年度実績）の最終処分量は318千トン、平成21年度（335千トン）に比べると5.1%（17千トン）減少していますが、第3次計画の目標値（平成27年度：305千トン）には届いておらず、目標達成が厳しい状況です。

表 4-1-14 第3次計画の目標と現状

項目	年度	第3次計画		現状
		H21実績	H27目標値	H26実績
排出量	(千t/年)	5,738 (100.0%)	6,000 (100.0%)	5,525 (100.0%)
再生利用量	(千t/年)	2,107 (36.7%)	2,346 (39.1%)	2,399 (43.4%)
最終処分量	(千t/年)	335 (5.8%)	305 (5.1%)	318 (5.8%)

備考：1) 網掛け部分が目標値である。

2) ()内は、排出量に対する割合を示す。

7. 産業廃棄物処理に関する課題

(1) 排出抑制と循環的利用の促進と最終処分量の一層の削減

第3次計画の目標の達成状況については、排出量、リサイクル率は達成できる見込みとなっていますが、最終処分量については、目標の達成が厳しい状況です。

なお、達成見込みの排出量については、事業者の取組によるものだけでなく、地域の経済的な要因も影響しているものと推察されることから、今後の景気動向にも留意しつつ、引き続きリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）のいわゆる3Rを促進し、最終処分量の一層の削減に努める必要があります。また同時に、3Rでは、2R（リデュース・リユース）の取組を強化するとともに、リサイクルについては、リサイクル製品等の付加価値向上による需要喚起や、新技術の導入によるリサイクル対象物の拡充などにより、質にも着目したさらなるリサイクル率の向上を目指すことが重要です。

(2) 排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理の流れをマニフェストや実地確認等によつて的確に把握し、適正な処理・循環的利用を確保する必要があります。

県、及び岡山市、倉敷市（以下「県等」という。）においては、県内事業者に対して、岡山県循環資源総合情報支援センターによる情報発信や各種研修会など、あらゆる機会を通じて法令等の周知、適正処理の助言・指導等に努め、引き続き排出事業者処理責任の徹底を図っていく必要があります。

(3) 優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者だけでなく、地域住民からも信頼され理解が得られる優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場を形成することが不可欠です。

処理業者は、信頼を確保するため、自ら情報を積極的に公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証を取得するなど、環境配慮の取組を強化する必要があります。また、優良な処理業者の育成・支援等を目的に創設された「優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月施行）」の積極的な活用が求められています。

一方で、適正処理・環境美化意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県等は、立入検査や監視パトロール等の監視指導体制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

(4) 産業廃棄物の広域移動への対応

産業廃棄物の広域処理状況については、平成21年度は中間処理目的では搬出超過（県内搬入量<県外搬出量）、最終処分目的では大幅な搬入超過（県内搬入量>県外搬出量）の状態にありましたが、平成26年度は中間処理目的、最終処分目的の両方とも搬入超過となっていま

す。

県では、最終処分を主目的とする県外産業廃棄物の搬入に対しては、県民の不安増大のみならず、県内における循環型社会形成や県内発生産業廃棄物の適正処理への支障等を招くことのないよう、これまでどおり搬入前に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図っていく必要があります。

(5) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

県内の最終処分場については、その残余年数が平成 26 年度末現在で 8.7 年が見込まれており、直ちに逼迫した状況にはありませんが、引き続き最終処分量の削減を図るとともに、民間による整備の原則を堅持しつつ、これを補完する立場としての公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保についても計画的な検討が必要です。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努めるとともに、今後は非常災害時における災害廃棄物の適正かつ迅速な県内処理体制を支援するため、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理施設の確保についても検討しておく必要があります。

また、焼却施設の新設・改修等においては、温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化対策の観点から、熱回収（サーマルリサイクル）を積極的に進める必要があります。

第2節 産業廃棄物の将来予測と目標

1. 排出量の将来予測

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（平成 26 年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法を基本に用いています。

業種ごとの予測式：

$$\text{将来の排出量} = \text{排出原単位（平成 26 年度実績）} \times \text{活動量指標（予測値）}$$

業種ごとの活動量指標の予測値

- ◆建設業：「元請完成工事高」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆製造業：「製造品出荷額等」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆電気・水道業：各施設の将来計画値をそのまま用いた。
- ◆その他業種：「従業者数」のトレンドをもとに業種別に適合度の高い回帰式で推計した。

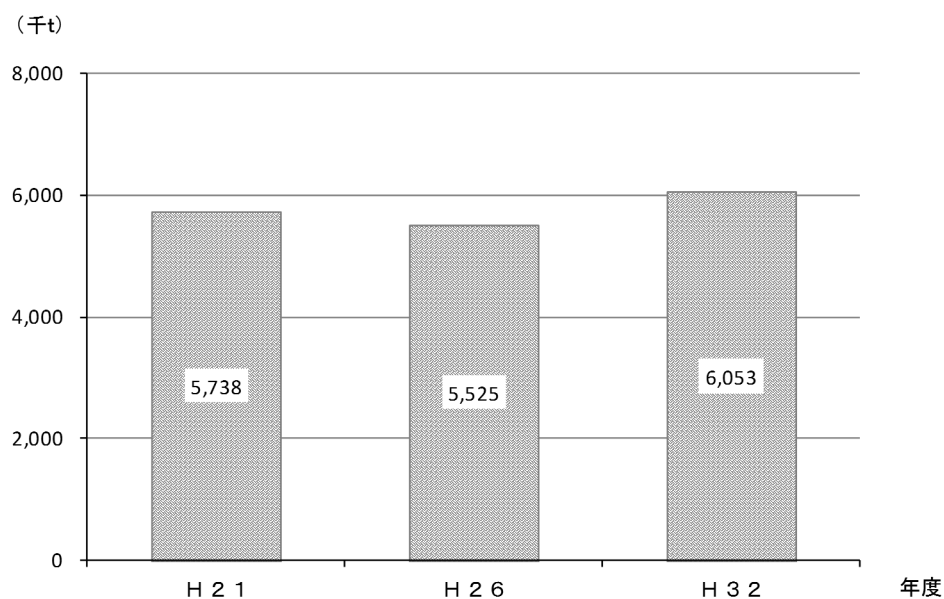


図 4-2-1 排出量の将来予測

(1) 種類別排出量の将来予測

平成 32 年度における種類別排出量の予測結果をみると、汚泥、がれき類、ばいじん等いずれの種類も増加すると予測されます。

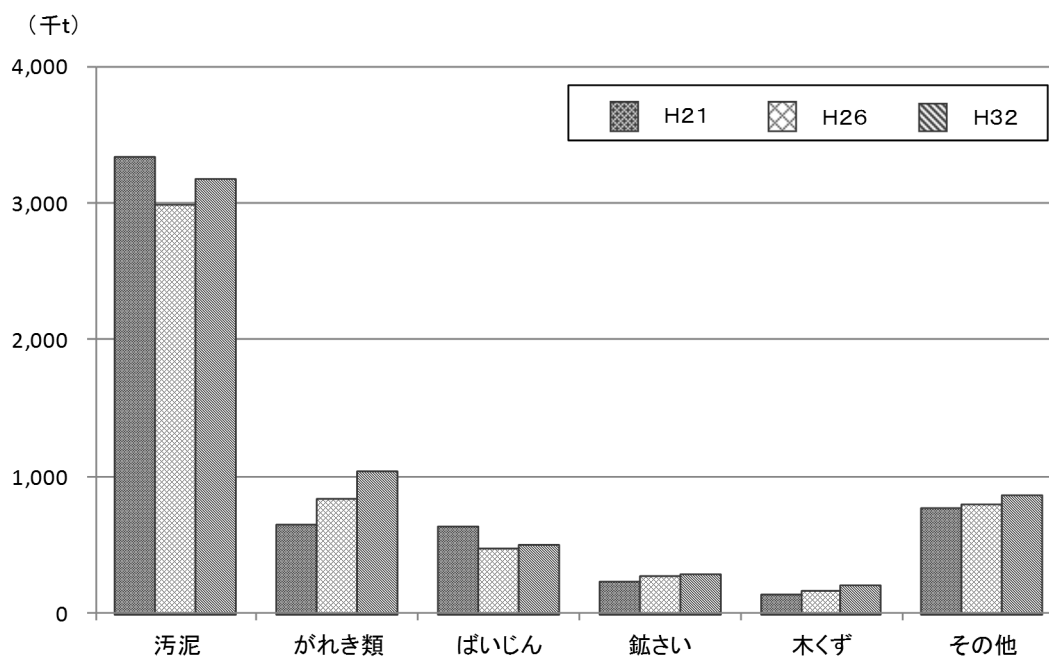


図 4-2-2 種類別排出量の将来予測

表 4-2-1 種類別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

種類	年度	H21		H26		H32	
		排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)
合計		5,738	100.0	5,525	100.0	6,053	100.0
汚泥		3,329	58.0	2,991	54.1	3,170	52.4
がれき類		647	11.3	834	15.1	1,040	17.2
ばいじん		632	11.0	477	8.6	502	8.3
鉱さい		229	4.0	267	4.8	278	4.6
木くず		131	2.3	160	2.9	203	3.4
その他		769	13.4	795	14.4	861	14.2

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 業種別排出量の将来予測

平成 32 年度における業種別排出量の予測結果をみると、製造業、建設業は増加する傾向に、電気・水道業、その他の業種では僅かに減少すると予測されます。

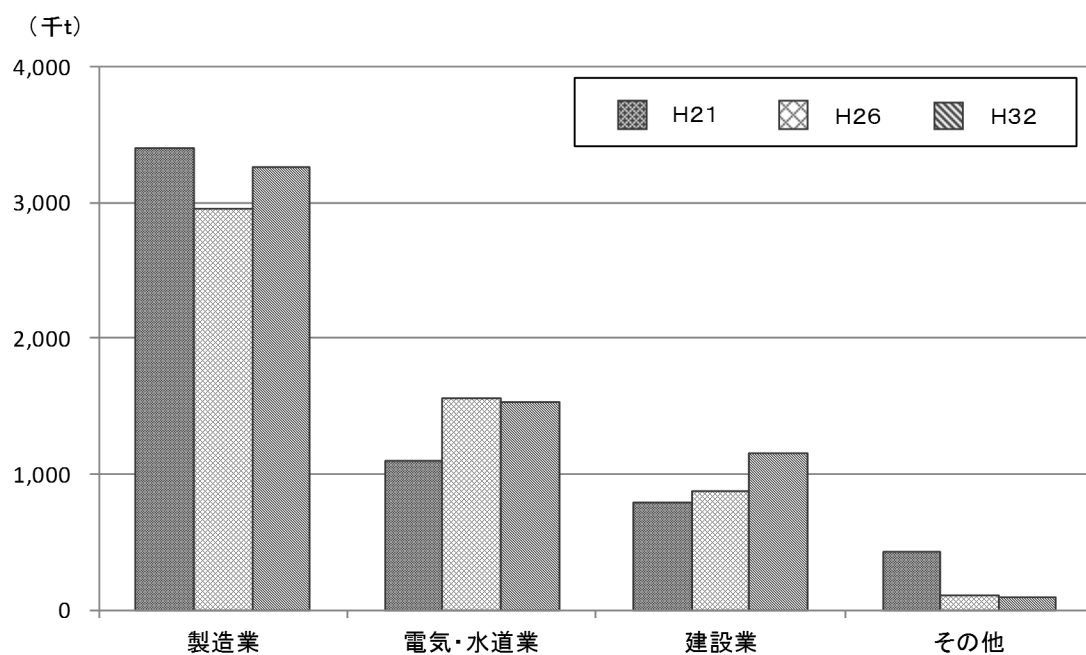


図 4-2-3 業種別排出量の将来予測

表 4-2-2 業種別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

業種	年度	H21		H26		H32	
		構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)		
合 計		5,738	100.0	5,525	100.0	6,053	100.0
製 造 業		3,403	59.3	2,961	53.6	3,261	53.9
電 気 ・ 水 道 業		1,104	19.2	1,569	28.4	1,538	25.4
建 設 業		803	14.0	874	15.8	1,155	19.1
そ の 他		428	7.5	120	2.2	97	1.6

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2. 処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクルなど現状の取組が将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

平成 32 年度における処理状況の予測結果をみると、排出量 6,053 千トンのうち、45.4%が再生利用され、48.7%が中間処理によって減量化、5.9%が最終処分されるものと見込まれます。

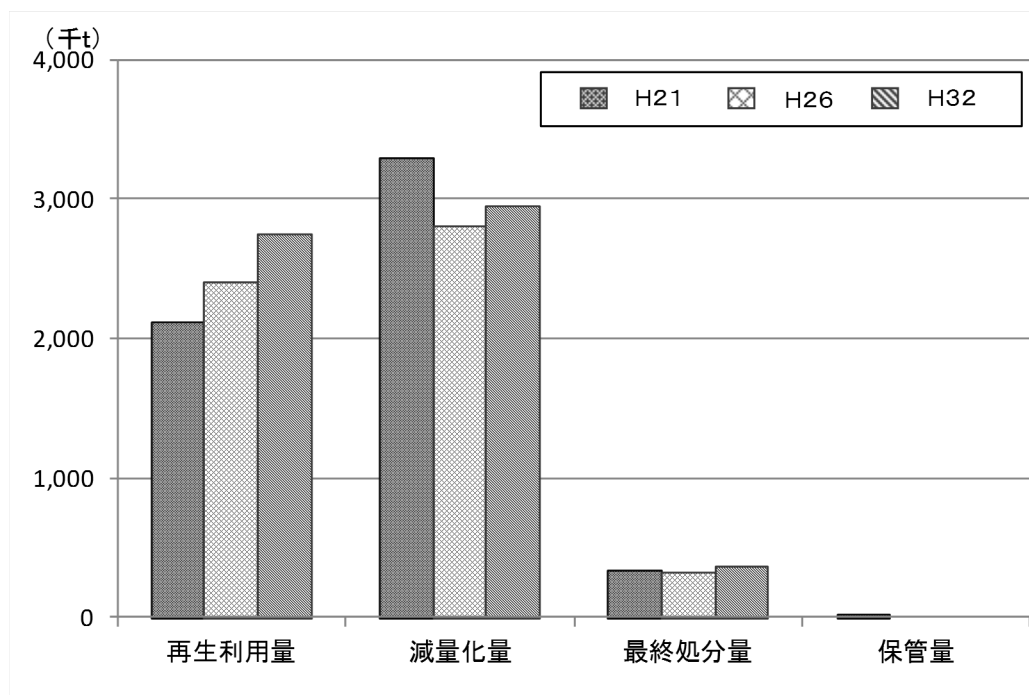


図 4-2-4 処理状況の将来予測

表 4-2-3 処理状況の将来予測

(単位: 千t/年)

項目	年度	H21		H26		H32	
		量	構成比(%)	量	構成比(%)	量	構成比(%)
排出量		5,738	100.0	5,525	100.0	6,053	100.0
再生利用量		2,107	36.7	2,399	43.4	2,751	45.4
減量化量		3,291	57.4	2,808	50.8	2,942	48.7
最終処分量		335	5.8	318	5.8	360	5.9
保管量		5	0.1	0	0.0	0	0.0

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3. 産業廃棄物の減量化の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 4-2-4 国の基本方針における産業廃棄物の目標値

	平成32年度目標値
排出量	増加を現状（平成24年度）に対し、約3%に抑制
再生利用量	現状の約55%から約56%に増加（＝現状から1ポイント増加）
最終処分量	現状に対し、約1%削減

(1) 排出量の目標

平成32年度における排出量をおおむね 5,649 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値は、平成24年度から平成32年度の8年間での排出量の増加を約3%に抑制することとされています。

本県における排出量の目標としては、平成26年度の実績（5,525 千トン/年）を基準とし、国の目標値の6年分相当以内に抑制することとして、排出量 5,649 千トン/年を目標とします。

(2) 再生利用量の目標

平成32年度におけるリサイクル率を 45.4 % とすることを目指します。

国の目標では、再生利用量の割合を平成24年度から1ポイント増加させることとしていますが、本県の再生利用率は、既に平成26年度実績（43.4%：平成24年度から4.7ポイント増加）においてこれを上回っていることから、平成32年度予測値の45.4%を着実に実現することを目標とします。

(3) 最終処分量の目標

平成32年度における最終処分量を 303 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値に準ずると 316 千トン/年となりますが、排出抑制及び資源化の目標を踏まえ、303 千トン/年まで最終処分量を削減することを目標とします。

以上の産業廃棄物減量化の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5 産業廃棄物の減量化の目標

項目		年度			
		H21 実績	H26 実績	H32 予測値	H32 目標値
排出量	千 t	5,738	5,525	6,053	5,649
リサイクル率	%	36.7	43.4	45.4	45.4
最終処分量	千 t	335	318	360	303

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) リサイクル率＝再生利用量÷排出量×100

第3節 目標達成等に向けての取組

1. 排出者の責務の徹底・強化

(1) 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理責任を有する排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵守、マニフェスト制度の適正な運用などの周知徹底を図るとともに指導を強化する必要があります。

主 な 取 組
○ 産業廃棄物は排出事業者が処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。
○ 産業廃棄物の自社保管（事業場外）に関する届出制度、排出事業者が処理業者に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度（紙又は電子マニフェスト）の適正な運用や実地確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。
○ 事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れ、他者による偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストの普及促進に努めます。

(2) 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が1,000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上の事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量等その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成の上、県知事及び政令市長（以下「知事等」という。）に提出し、また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況」という。）を県知事等に報告する義務があります。

主 な 取 組
○ 知事等は、提出された処理計画・実施状況等をインターネットにより公表することにより、産業廃棄物の減量等の取組を促進します。

(3) 環境マネジメントシステムの導入促進

企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営手法・仕組みを定めた国際規格であるISO14001や、中小事業者等の幅広い事業者における環境への取組を促進するために環境省が策定したエコアクション21の普及を進めています。

主 な 取 組
○ 循環型社会の形成には、単に物質的な循環のみならず、関係事業者の環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な取組が望まれます。県では、県内事業者によるISO14001の認証の取得や、エコアクション21の導入を促進するため、引き続き情報提供や県の物品の調達での入札資格審査において優遇措置等を行います。 〈エコアクション21認証・登録制度〉

・一般財団法人持続性推進機構 (<http://www.ea21.jp/>)

(4) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

廃棄物等の循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）をより一層推進するためには、廃棄物処理法だけでなく、リサイクル関連法の関係者への周知の徹底と円滑かつ適正な運用が不可欠です。

主 な 取 組

- 資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などリサイクル関連法の周知を図り、リサイクルの一層の促進、製造業者による自主的取組等が効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法令遵守の徹底を図ります。

2. 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くPRされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。（再掲）

主 な 取 組

- リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、新たな製品等に対応した製品の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。（再掲）
- 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、県が率先してグリーン調達に努めます。（再掲）
- 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対しこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。こうした取組により、減少傾向にある「岡山県エコ製品」の認定品目数を352以上とします。（再掲）
- 公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的な調達に努めるとともに、「特定調達品目（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品）」については、毎年度これらの調達状況を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。

(2) 環境にやさしい企業づくり

岡山エコ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると

認められる県内の事業所を県が「岡山エコ事業所」と認定し、その取組を他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組の促進を図るものです。また、県内の企業は、中小企業が大部分を占めていることから、環境にやさしい企業づくりを推進するためには、中小企業への取組を強化する必要があります。

主 な 取 組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山エコ事業所の認定制度・認定事業者の PR 方法や認定区分の拡充などについて検討し、横ばい状態にある認定事業所数を 285 以上とします。 ○ 中小企業に対し、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどの取組に対する助言や情報提供等の支援を行うアドバイザー派遣制度を創設し、事業活動における 3R の促進や循環資源のマッチングを進めます。 |
|--|

(3) 最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、鉱さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、廃プラスチック類の6品目で最終処分量全体の約 9 割を占めています。これら排出量が多く、最終処分量も多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃プラスチック類については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定により、循環資源に指定されています。

主 な 取 組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況については、インターネットにより情報公開することで、多量排出事業者のさらなる排出抑制や再生利用等の取組が期待されることから、処理計画等の作成・提出義務の周知、取組への指導等を徹底します。 ○ コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル法に基づき再資源化が適切に行われるよう、関係機関（建設部局、環境部局及び国の労働基準監督機関）合同による県内一斉パトロールを実施するなど、監視・指導を徹底・強化するとともに関係者の意識向上に努めます。 ○ 最終処分量の多い 6 品目については、引き続き排出事業者に対し、ごみゼロガイドラインに沿った取組を促すとともに、先進的な排出抑制の取組事例や、新たなリサイクル技術情報などを紹介しながら、ガイドラインの改定等も視野に入れ、最終処分量の削減、リサイクルに向けた取組を一層促進します。 |
|---|

(4) 岡山エコタウンプランの推進

「岡山エコタウンプラン」は、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定（エコタウン事業承認：平成 16 年 3 月）したものです。

主 な 取 組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山エコタウンプランでは、地域の産業特性を活かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用するなど、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。 |
|---|

- エコタウン事業のさらなる発展、地域の活性化を図るため、エコタウンを核とした地域循環圏の構築を目指し、産学官の広域ネットワーク「中四国環境ビジネスネット（B-net）」を活用して、県内だけでなく、中四国地域を視野に入れた広域的連携（循環資源の広域マッチングシステム）を図ります。

（5）新処理技術等の導入促進

世界的な資源制約や、地球温暖化などの環境制約の問題に対応するため、CO₂ の削減やリサイクルの質にも着目した高度な処理技術等の導入など、民間主導による経済と環境の両立に向けた取組に対する支援を行う必要があります。

主 な 取 組

- 産業廃棄物の3Rを推進するため、循環型社会形成推進モデル事業（地域ミニエコタウン事業）により、引き続き、先進的なリサイクル関係施設の整備や新技術の開発等を行う企業に対して経済的支援を行います。
- 「中四国環境ビジネスネット（B-net）」を活用し、大学等の研究者による循環資源の資源化等に資する研究シーズの発信や、広く中四国地域等から3Rに関する新技術や各種ニーズ等の情報を一同に集めた意見交換・商談等を行うことにより、新技術等の事業化の促進と地域の枠を超えた循環型産業クラスターを形成し、17件以上の製品開発を促進します。

（6）バイオマス資源の利活用の推進

持続的に再生可能な生物由来のバイオマスについては、その性質や特性、地域の実情に合わせて、循環的に最大限利活用していく必要があります。県では、地域の木質バイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図る「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」等を推進しています。

主 な 取 組

- 廃棄物系バイオマスの利活用に関する調査、研究・開発等を進めるとともに、地域におけるマテリアル及びエネルギー利用等のリサイクル事業を支援します。
- 木くすなど食料と競合しないセルロース系バイオマス資源については、これまでの取組を基に、高機能で付加価値の高い新素材（セルロースナノファイバー）の普及を目指し、用途の拡大及び製品開発を推進します。
- 平成28年3月末現在、県内では真庭市、津山市、西粟倉村、の3自治体が、国のバイオマス産業都市の選定を受けているなど、地域の実情やバイオマスの特性に応じて具体的な取組や検討が進められています。県では、廃棄物系バイオマスの利活用が広まるよう、必要な情報提供等を行います。
- 都市部エネルギーの地産地消を目指して、下水道資源の有効利用について検討を行います。

（7）農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される家畜のふん尿については、国の基本方針及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、引き続き適正な処理・利用の促進を図ります。

そのため、畜産農家等においては生産したたい肥を耕種農家と連携を図りながら、一層利用

を促進し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

また、ハウスを覆うビニール、マルチ及び牧草用ラップフィルム等の農業用廃プラスチックは、農業協同組合等の協力のもと、リサイクルと適正処理を推進します。

主 な 取 組

- 地域で排出される農場副産物等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との連携を図り、肥料等の利用拡大を促進します。また、相当量の家畜排せつ物が発生する大規模畜産農家等に対して、良質たい肥の生産やその流通促進等を図るため、技術指導等の支援を行います。
- 農家から排出される農業用廃プラスチック類についても、引き続き農業協同組合等の協力のもと、農業用廃プラスチックの40%以上が再生処理されるよう、リサイクル・適正処理の啓発・指導等を行います。

(8) 循環資源マッチングシステム及びリサイクル技術情報提供システムの活用推進

循環型社会の形成を推進するためには、県民、事業者の自主的かつ積極的な取組がきわめて重要であり、各主体が循環資源に関する信頼性が高く、利用しやすい整理された情報を迅速かつ手軽に入手される必要があります。

主 な 取 組

- 岡山県循環資源総合情報支援センターとの連携により「循環資源マッチングシステム」の周知に努め、システムのより一層の利用促進を図ることで、県内発生の循環資源の利用拡大を進めます。
- 県内の中小企業による産業廃棄物の減量化・リサイクルをより一層促進させるため、岡山県循環資源総合情報支援センターが、岡山県内のリサイクル技術、リサイクル施設、リサイクル製品の情報を収集し、「リサイクル事業者及びリサイクル技術情報提供システム」により、誰もが閲覧できる形で公開し、情報発信します。
- 上記の取組を促進するため、岡山県循環資源総合情報支援センターにこれまで蓄積されたりリサイクル技術に関する情報等をもとに、ニーズに即した質の高いリサイクル製品の製造、事業化に係る助言・情報提供等の支援を行うアドバイザー派遣制度を創設します。

3. 適正処理の推進

(1) 優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するに当たって、優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物の処理の一層の適正化を図るため、平成23年度から「優良産廃処理業者認定制度」を運用しています。

主 な 取 組

- 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「優良産廃処理業者認定制度」を、講習会、県ホームページなどを通じて周知・啓発に努め、産業廃棄物処理業者の認定取得を促進します。

(2) 適正処理に係る講習会・研修会等の充実

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等について適正な処理が確保されるよう、排出事業者や処理業者等に対して周知徹底を図っていく必要がある。

ります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の適正処理の推進や処理技術の向上を図るため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会等とも連携し、排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を定期的に開催します。 ○ 講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度、エコアクション21、環境会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正処理などを中心として、内容の充実を図っていきます。

（3）県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

県域を越えて広域的に処理される産業廃棄物については、関係都道府県との密接な連携を図り、よりの確な実態把握に努める必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」に基づいて、これまでどおり事前協議を厳正に運用することによって、県内の適正処理体制を確保します。

（4）不法投棄等の不適正処理対策の強化

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導体制の強化が必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視指導員の配置、ヘリコプターによる上空監視、民間委託による夜間・休日の監視、不法投棄110番の設置などによる強力な監視・指導体制等により対応するとともに、不法投棄防止の啓発に取り組みます。また、事業者や処理業者においても、不適正処理がなされないよう、立入検査を通じて指導の徹底を図り、悪質な違反行為に対しては、行政処分を行うほか、警察とも連携し厳正に対処します。

（5）ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの強化による削減対策の推進により全国的にも減少していますが、引き続き、基準値を遵守した適切な運転を確保していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、ダイオキシン類対策特別措置法の制定や、廃棄物処理法の改正により、排出基準、構造基準、維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的に大幅に減少していますが、施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主測定・報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、施設設置者に対する監視・指導を徹底し、基準値を超過した設置者に対しては、使用停止を命ずるなど厳正に対応します。

(6) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される飛散性の廃石綿等や解体工事により排出される非飛散性の石綿含有産業廃棄物などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な処理を行うよう厳正に管理を行う必要があります。

主 な 取 組
○ 解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成 23 年 3 月）」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。

(7) PCB廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）に基づく「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成 27 年 3 月改訂。以下「県計画」という。）に基づき、保管事業者及び使用事業者に対して、適正な保管等の監視・指導を行うとともに、対象となる PCB 廃棄物の期限内（平成 39 年 3 月末まで）の確実かつ適正な処理の推進を図る必要があります。

主 な 取 組
○ PCB使用製品の使用事業者及びPCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、引き続き報告徴収や立入検査による指導を行います。高濃度PCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と連携を取りながら、県計画に基づき、県内のPCB廃棄物の早期の処理を推進します。
○ 微量PCB汚染廃電気機器等については、国の無害化認定を受けた施設又は都道府県が許可した施設において処理することとなりますが、現在、処理施設及び処理体制の整備が進められているところです。今後は、これらの進捗状況に応じて、事業者等に対して具体的な処理についての指導を行います。

(8) 水銀廃棄物の適正処理の推進

「水銀による環境の汚染防止に関する法律」（平成 27 年 6 月）が制定されたことに伴い、廃棄物処理法も改正されており、「廃水銀等」が特別管理産業廃棄物に指定され、収集運搬等の基準が追加されました。さらには、「廃水銀等」の処分基準、新たに産業廃棄物の枠組みとして追加された「水銀使用製品産業廃棄物」等の処理基準等が平成 29 年 10 月 1 日に施行されることを踏まえて、法改正内容等の周知及び適正な処理を推進する必要があります。

主 な 取 組
○ 法改正の動向を踏まえつつ、県内における水銀廃棄物の適正な処理を推進します。

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このため、県では、施設の設置者への必

要な指導・助言等を行うとともに、施設の設置者は、情報公開等により処理施設に対する住民からの信頼の向上に努める必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。 ○ 産業廃棄物の焼却施設の整備等に当たっては、地球温暖化防止の観点から、熱回収が可能な施設の整備について、設置計画者に助言します。 ○ 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置計画者を指導します。 ○ 県内における最終処分容量の適正な確保については、民間による整備の原則は堅持しつつ、国の基本方針や災害時の支援等も視野に入れ、民間処理を補完する立場から、公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保について検討します。

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有など、各主体間で情報を共有することは相互理解を深める上で重要なテーマとなっています。廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。とりわけ、産業廃棄物処理の透明化は、処理業全体の社会的信頼を高め、優良な処理業者が選択される環境づくりに役立つものと考えられます。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターにおいて、インターネット等を活用した情報の受発信を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。

(2) 環境教育・環境学習の推進（再掲）

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。 ○ 環境学習器材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。

- 環境問題を身近な問題としてとらえるため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等を訪問し、見学・体験する環境学習エコツアーを実施します。
- 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。
- 環境学習を重点的に行う高等学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。
- NPO 等の環境団体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習にかかる意見交換等を進めながら、それぞれの取組を高めるとともに、協働で取り組む活動の推進に努めます。
- 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO 等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。
- 環境負荷低減活動を通じて、自らの環境に対する影響を認識し、その改善に向けた取組を継続して行う県民や事業者を会員登録する「アースキーパーメンバーシップ」について、会員の拡充や取組意欲の向上を図ります。

上記1から5までの施策の財源として産業廃棄物処理税を充てています。

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成15年4月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから、岡山県環境保全循環型社会形成推進基金に積み立てています。

その後、産業廃棄物処理税条例の規定（施行後5年を目途に見直し）により、平成19年度及び平成24年度に施行後の状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析を行い、納税者や関係各機関等の意見を聞いた結果、平成25年4月以降も現行の課税制度による産業廃棄物処理税及び税収を活用した事業を継続することとなりました。

◆産業廃棄物処理税は3つの区分の事業に充当されています。

- ①「産業活動の支援」：リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など
- ②「適正処理の推進」：不法投棄の未然防止対策など
- ③「意識の改革」：環境教育・環境学習、循環資源等の情報提供など